附　則

（施行期日）

1　この省令は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）の施行の日（令和四年六月二十日）から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）第二条の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（次項及び第四項において「新規則」という。）第二条第一項第八号及び別記様式第一号から別記様式第四号までの規定の適用については、同規則第二条第一項第八号中「第百三十二条の四第三項」とあるのは「第百三十一条の六第三項」と、別記様式第一号及び別記様式第二号の規定中「第132条の５第１項」とあるのは「第131条の７第１項」と、別記様式第三号及び別記様式第四号の規定中「第132条の４第３項」とあるのは「第131条の６第３項」とする。

3　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（次項において「旧規則」という。）第二条、第三条、第五条又は第六条の規定により提出されている通報書は、それぞれ新規則第二条、第三条、第五条又は第六条の規定により提出されたものとみなす。

4　この省令の施行の前に旧規則第七条本文の規定により行われた機器の提示及び同条ただし書の規定により行われた写真の提出は、新規則第七条の規定により行われた写真の提出とみなす。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年六月十七日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―四〇―五七

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（期末手当に係る在職期間） **第五条**　（略） 2　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一　（略） 二　育児休業法第三条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間 イ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から規則一九―〇（職員の育児休業等）第四条の三に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該育児休業の承認に係る期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業 ロ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から規則一九―〇第四条の三に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該育児休業の承認に係る期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業 三～六　（略） （勤勉手当に係る勤務期間） **第十一条**　（略） 2　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一　（略） 二　育児休業法第三条の規定により育児休業（第五条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間 三～十三　（略）	（期末手当に係る在職期間） **第五条**　（略） 2　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一　（略） 二　育児休業法第三条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その二分の一の期間 （新設） （新設） 三～六　（略） （勤勉手当に係る勤務期間） **第十一条**　（略） 2　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一　（略） 二　育児休業法第三条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）として在職した期間 三～十三　（略）

附　則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。